

公 示

次のとおり、企画書の募集を行います。

平成31年3月28日

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室長 足立 敏通

1 業務名

平成31年度原子力規制委員会プロジェクトマネジメントオフィス（PMO）支援業務

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「情報処理」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 企画競争説明会に参加した者であること。
- (6) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (7) 組織の実績・資格等
 - ① 請負者は、下記の資格および実績を有すること。
 - ・本業務に従事する者が所属する部門において ISO9001（QMS）の公的機関による認証を取得していること。
 - ・本業務に従事する者が所属する部門において ISO27001（ISMS）の公的機関による認証を取得していること。
 - ② 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画に基づ

くデジタル・ガバメント実行計画（以下「デジタル・ガバメント実行計画」という。）についての理解及び原子力規制庁が取り組むべき項目についての提案及び策定が可能であること。また、世界最先端デジタル国家創造宣言（旧世界最先端 IT 国家創造宣言）について他省庁での計画策定支援を請負った実績を有すること。

- ③ デジタル・ガバメント実行計画に基づき策定された各府省庁デジタル・ガバメント中長期計画に関する支援として、他府省庁での実績を有すること。もしくは、旧政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインに基づき政府情報システム改革の検討支援として政府情報システム改革ロードマップや政府情報システム投資計画書の作成について理解していること。

(8) 従事者の実績・資格等

- ① 責任者または主要担当者においてデジタル・ガバメント実行計画について理解していること。また、世界最先端デジタル国家創造宣言（旧世界最先端 IT 国家創造宣言）について他省庁での計画策定支援を請負った実績を有すること。
- ② 責任者または主要担当者において、デジタル・ガバメント実行計画に基づき策定された各府省庁デジタル・ガバメント中長期計画に関する支援として、他府省庁での実績を有すること。もしくは、旧政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインに基づき政府情報システム改革の検討支援として政府情報システム改革ロードマップや政府情報システム投資計画書の作成について理解していること。
- ③ 主要担当者において、以下（ア）及び（イ）の資格のいずれかを有し（ウ）の管理能力を有する者がいること。

（複数者で満たす事を可とする）

（ア） ・ IT コーディネータ

・ IT ストラテジスト

（イ） ・ PMP (Project Management Professional)

・ プロジェクトマネージャ

（ウ） 経済産業省の IT スキル標準 (ITSS) に基づくプロジェクトマネジメント職種、IT アーキテクト職種、コンサルタント職種のレベル 5 以上のプロジェクト管理能力

- ④ 主要担当者またはバックアップ担当者に、情報セキュリティ及びシステム監査に係る以下の資格のいずれかを有する者がいること。

（複数者で満たす事を可とする）

・ 公認情報システム監査人 (CISA)

- ・公認情報セキュリティマネージャー（CISM）
 - ・CISSP（Certified Information Systems Security Professional）
 - ・情報処理技術者試験の以下の区分
 - －情報セキュリティスペシャリスト
 - －システム監査技術者
- (9) 環境省CIO補佐官、技術アドバイザー及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者ではないことを誓約できる者であること。

3 契約候補者の選定方法

「平成31年度原子力規制委員会プロジェクトマネジメントオフィス（PMO）支援業務」に係る企画競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りでない。

4 企画競争説明書の交付及び問い合わせ先

(1) 企画競争説明書の交付

原子力規制庁ホームページの「手続き・申請」>「調達・予算執行」>「調達」>「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、企画競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<https://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html#kikakukyousou>

(2) 問い合わせ先

東京都港区六本木1丁目9番9号（六本木ファーストビル）
 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室 坂本、若杉
 TEL：03-5114-2130（内線3202、3835）
 FAX：03-5114-2195
 電子メール：tatsuaki_sakamoto@nsr.go.jp
 tatsuya_wakasugi@nsr.go.jp

5 企画競争説明会の開催

企画競争参加者に対して、同説明書に係る説明会を実施する。

- (1) 日 時 平成31年4月8日(月) 14時00分
- (2) 場 所 原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室
東京都港区六本木1丁目9番9号(六本木ファーストビル 13階)
 - ※1 平成31・32・33年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。
 - ※2 参加人数多数の場合は1社1名とする。
 - ※3 本会場にて、企画競争説明書の交付は行わない。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、電子メールで受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成31年4月10日(水) 17時まで
- (3) 回 答 平成31年4月12日(金) 17時までに、企画競争参加者に対して電子メールにより行う。

7 資格要件に係る書類の提出期限等

- (1) 提出期限 平成31年4月19日(金) 12時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成31年4月19日(金) 12時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

9 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて企画提案会を開催する。開催する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成31年4月25日(木) 17時までに連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

10 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

11 その他

(1) 本公示に記載なき事項は、企画競争説明書による。